

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	学校教育課
委 託 業 務 名	就学管理システムサポート業務
委 託 業 務 場 所	大津市教育委員会事務局学校教育課
概 要	就学管理システム運用に関する Q A 対応やシステム運用における指導及び障害時の復旧支援、指導など
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 8 年 4 月 1 日
契 約 金 額	4, 7 5 4, 2 0 0 円
契約の相手方	〔所在地〕 京都府京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町 1 京都フコク生命四条柳馬場ビル 〔名 称〕 富士通 Japan 株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部(京都)
契約相手方の選 定 理 由	当該業者は、就学管理システムの開発業者であり、当該システムに関する技術に精通している。また本システムは、本市仕様のカスタマイズがされており、その仕様は公開されておらず、当該業務に対応することができる唯一の業者であることから、同社と契約するもの。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。